

実践研究奨励援助事業 実施要項

一般財団法人 栃木県連合教育会

1 目的

学校、グループ又は個人で取り組む教育実践研究に対して研究奨励金を贈呈し、本県教育の振興・発展に寄与する。

2 採用件数および研究奨励金額

学校経営、グループ、個人の3部門の研究に対して、次の研究奨励金を贈る。

学校経営研究	10件程度	1件当たり	100,000円
グループ研究	30件程度	1件当たり	50,000円
個人研究	10件程度	1件当たり	30,000円

3 応募資格

- (1) 応募者は、一般財団法人栃木県連合教育会（以下、本会という）の会員であること。
- (2) 学校経営部門の研究代表者は校長であること。
- (3) いずれの研究も文部科学省、県教育委員会、市町教育委員会等の研究指定期間中のものに該当しないこと。
- (4) 当該年度を含め、過去4年間に遡って本事業の採用校となっていないこと。ただし、部門毎の採用件数に余裕がある場合にはこの限りではない。

4 研究内容

未発表であり、かつ実践的な教育活動を通じた研究で、次の(1)または(2)のいずれかのものに該当すること。

- (1) 教科・科目及び領域等に関するもの。
- (2) 学校経営に関するもの。

5 研究期間

当該年度の8月1日から翌年度の7月31日までとする。

6 応募方法

いずれの研究部門についても応募は、学校長が研究計画書（様式1）を当該年度の7月15日までに、本会会長に提出すること。

7 研究奨励援助の決定

提出された研究計画書等を審査し、学校長あて採用の可否決定を通知する。

8 研究奨励金の贈呈

原則として、学校長等の指定する口座に振込む。

9 研究活動の実践

いずれの部門の研究にあっても、学校長の指導・助言のもとで研究実践に取り組むこと。

10 研究完了報告書、研究のまとめの提出

学校長は、研究完了報告書（様式2）、研究のまとめ（様式3）を翌年度の8月末日までに提出すること。

11 研究成果の発表

研究の成果については、『教育振興の集い』、『栃木県教育研究大会』等の発表機会を提供する。

12 その他

その他必要な事項については別に定める。

付則

この実施要項は、平成24年4月1日から実施する。

改正

この実施要項は、平成26年4月1日から実施する。

この実施要項は、平成30年4月1日から実施する。